

修正対象物品の令和8年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和8年度の初日から令和8年4月30日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	8,647 トン	136,353 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	20,694 トン	189,306 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	264 トン	9 トン	255 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	324,314 トン	26,077 トン	298,237 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	48,708 トン	4,075 トン	44,633 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	147,987 トン	9,615 トン	138,372 トン
14	豚肉(基準価格以上)	英国	1,995 トン	867 トン	1,128 トン
15	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	0 トン	17 トン
16	豚肉調製品	カナダ	76 トン	0 トン	76 トン
17	豚肉調製品	シンガポール	1 トン	0 トン	1 トン
18	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
24	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
25	豚肉調製品	英国	3 トン	0 トン	3 トン

26	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,667 トン	78 トン	7,589 トン
26の2	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	7,667 トン	78 トン	7,589 トン
27	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,722 トン	73 トン	6,649 トン
27の2	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	6,722 トン	73 トン	6,649 トン
29	SPF製材	カナダ	1,825,000 m ³	32,494 m ³	1,792,506 m ³
30	パーティクルボード	ニュージーランド	73,800 m ³	1,523 m ³	72,277 m ³
31	OSB等	カナダ	260,000 m ³	5,073 m ³	254,927 m ³
32	熱帯産木材合板	マレーシア	1,211,200 m ³	25,748 m ³	1,185,452 m ³
33	合板	ベトナム	284,000 m ³	14,340 m ³	269,660 m ³
34	広葉樹合板	マレーシア	714,400 m ³	9,756 m ³	704,644 m ³
35	針葉樹合板	カナダ	7,800 m ³	0 m ³	7,800 m ³
36	針葉樹合板	チリ	21,000 m ³	0 m ³	21,000 m ³
37	針葉樹合板	ニュージーランド	69,600 m ³	0 m ³	69,600 m ³
38	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	138,000 トン	135 トン	137,865 トン
38の2	豚肉(基準価格未満)	英国	138,000 トン	135 トン	137,865 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
40	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	332,084 トン	22,849 トン	309,235 トン
41	豚肉調製品	欧州連合	3,995 トン	472 トン	3,523 トン
42	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,544 トン	1,558 トン	1,986 トン
43	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	3,067 トン	12 トン	3,055 トン
45	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	96,600 トン	28 トン	96,572 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
47	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	265,170 トン	23,484 トン	241,686 トン
48	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	105 トン	939 トン
49	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	7,667 トン	154 トン	7,513 トン
50	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	6,722 トン	73 トン	6,649 トン
52	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	138,000 トン	135 トン	137,865 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
54	豚肉(基準価格以上)	英国	333,922 トン	23,716 トン	310,206 トン
55	豚肉調製品	英国	3,995 トン	472 トン	3,523 トン
56	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,544 トン	1,558 トン	1,986 トン
57	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	3,067 トン	12 トン	3,055 トン
58	豚肉(基準価格未満)	英国	96,600 トン	28 トン	96,572 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・ 3の項、3の2の項、39の項、46の項及び53の項(牛肉)は、別途公表。

<関税暫定措置法施行令第19条の3に基づく各輸入数量>

- ・ 1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む。
- ・ 14の項の輸入数量には54の項の輸入数量を含む。
- ・ 25の項の輸入数量には55の項の輸入数量を含む。
- ・ 26の2の項の輸入数量は、26の項の輸入数量と56の項の輸入数量の合計数量。
- ・ 27の2の項の輸入数量は、27の項の輸入数量と57の項の輸入数量の合計数量。
- ・ 38の2の項の輸入数量は、38の項の輸入数量と58の項の輸入数量の合計数量。
- ・ 49の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ 50の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ 52の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ 54の項の輸入数量には14の項の輸入数量及び40の項の輸入数量を含む。
- ・ 55の項の輸入数量には25の項の輸入数量及び41の項の輸入数量を含む。
- ・ 56の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び42の項の輸入数量を含む。
- ・ 57の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び43の項の輸入数量を含む。
- ・ 58の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び45の項の輸入数量を含む。